

視 察 報 告 書

総務経済委員会
委員長 南出 昌彦

日 時	令和6年4月19日(金)
視察先	全国農業協同組合連合会 京都府本部
出席委員	南出 昌彦 田中 和仁 森下 伸吾 阪本 久代 岡 弘悟 小林 弘 石橋 英和 中本 正人
議会事務局	議会事務局 次長 笹山 奨 議会事務局 議事調査係長 中井 ユリ

報 告 書

総務経済委員会は、令和6年4月19日（金） 全国農業協同組合連合会 京都府本部において「高野山麓精進野菜」の知財農業化（農林水産分野の知的財産化）について、視察研修を行いました。

以下その概要について報告します。

記

全国農業協同組合連合会 京都府本部

設立 平成13年4月1日

住所 京都市南区東九条西山王町1番地

全国農業協同組合連合会は、相互扶助の精神のもとに農業者の営農と生活を守り高め、豊かな社会を築くことを目的とした農業協同組合（JA）グループのなかで、農畜産物の販売や生産資材の供給といった経済事業を担う組織である。その役割として、生産者の営農と暮らしを支援し、農業と地域の活性化を図るとともに、安全・安心な農畜産物を消費者に安定的に供給している。

1. 農産物における知的財産について

京都府内で生産される野菜のブランド化に向けての経緯

平成元年 京野菜のブランド化推進事業を開始

平成3年から ブランド京野菜の品目が22品になり、流通量も拡大

平成10年頃から ブランド京野菜の模造品が出回り始める

平成18年 ブランドを守るため、22件の地域団体商標登録を申請

平成19年 上記のうち、3件が地域団体商標登録された

（万願寺甘とう・京の伝統野菜・京たんご梨の3件）

平成27年 地理的表示（GI）保護制度の登録申請

平成29年 地理的表示（GI）保護制度に登録された

（万願寺甘とうの1件）

※地域と商品名の商標を保護できる「地域団体商標」は特許庁が管轄、農産物の特性が産地と結びついているものの名称を保護する「地理的表示（GI）保護制度」は農林水産省が管轄し、これらが「知的財産」にあたる。

2. 知的財産権のメリットについて

自分たちが築き上げたブランド（＝財産のようなもの）を法的に守ることができる。

3. 知的財産権取得に向けた注意点について

製品の品質などそのブランドを守っていくために、自分たちが決めたルールを順守できるかに尽きる。

4. 知的財産権を活用した施策について

- ・市場や有名デパートで販売促進を目的としたイベントを実施。
- ・京都市内の管理栄養士に対し、京野菜の優れた栄養価等を知ってもらうための講習会を実施。
- ・イギリスのベルサイユ宮殿を貸し切り、外国人向けに京野菜の試食会を実施。ただし、野菜の輸出は採算が合わないことから、京野菜の認知度を高め、来訪時に食べてもらうことを目的とした。

5. ブランド化が成功する必須要件について

当該ブランド野菜と他の野菜との違いをはっきり説明できることが必要となる。そのためには、野菜の作り方のマニュアルをしっかりとさせること、生産された野菜の選別（形などが良く市場で販売する野菜と、形などが良くないため料亭などに納める野菜の選別）などが重要になる。

6. ブランド化の取組みにおける自治体の役割について

ブランド化による販路拡大や所得向上については、自治体もＪＡも、農業者と想いは同じであり、農業者のリーダーを主軸に伴走するのが良いと考える。

また、野菜の価値を高めるために必要な施策を講じ、販路拡大・所得向上に向け、試行錯誤を繰り返して、正解を探していくことが必要である。

7. 全体として

今回は、現在取り組んでいる所管事務調査「農業振興について」に関し、本市が取り組む「高野山麓精進野菜」のブランド化、それに伴う販路の拡大、価格の安定化を目的とし、「万願寺甘とう」や「京の伝統野菜」などで地域団体商標登録（知的財産）を取得した全国農業協同組合連合会 京都府

本部を訪問し、その経緯や知的財産のメリット、知的財産を活用した施策などを聞き取った。

ブランド化された京野菜のブランドを守っていくために、生産方法のマニュアルをしっかりと作成し、専門員が厳しい目で栽培記録や生産された野菜をチェックしているとのことであった。ブランドは、ブランド化された後、それを守るための厳正な管理やチェックがなければ守っていけないものであることを痛感した。

また、野菜の生産量確保や品質の保持は農業者に委ねる部分が多いため、やはり主役は農業者であり、自治体やJAは良き伴走者となるべきであることもよく理解できた。

本市で生産している「高野山麓精進野菜」のブランド力の確立とそれに伴う販路拡大、また、それらにより農業者の所得向上につながるような提言につなげていきたい。